

終身会員（ゴールデン会員）に関する規程

特定非営利活動法人 日本教育カウンセラー協会

（目的）

第1条 日本教育カウンセラー協会は、高齢を迎えた会員が長年の経験と知識を活用し、本部や支部の活動への参加や後輩教育カウンセラーの成長支援など、引き続き本協会の発展に貢献する役割を担っていただくために終身会員（以下、ゴールデン会員という）制度を設ける。本規程は、ゴールデン会員に必要な事項を定めることを目的とする。

（ゴールデン会員の条件）

第2条 ゴールデン会員の条件は、当該年度末までにおいて満 80 歳以上かつ会員歴 10 年以上の会員とする。また、それまでの年会費は収めているものとする。

（ゴールデン会員の申し出と承認方法）

第3条 ゴールデン会員の条件を有する会員は、自ら指定した期日までに必要な書類を添えてゴールデン会員を申し出る。

2 申し出があった場合、理事会で審議しゴールデン会員として承認する。

（ゴールデン会員の待遇）

第4条 ゴールデン会員は、承認された年の次年度以降、次の待遇を受ける。

（1）ゴールデン会員は、原則として終身、年会費を免除する。

（2）上記のほかは、他の会員と同様の待遇を受ける。

（ゴールデン会員への期待）

第5条 ゴールデン会員への活動期待には次のようなものがある

（1）本部や支部の活動へ役員または会員としての参加

（2）本部や支部の開催する各種研修会への参加

（3）後輩教育カウンセラーへのスーパービジョン

（ゴールデン会員の義務と資格停止）

第6条 ゴールデン会員は、会員としての活動が困難になったと判断した場合は辞退を申し出る。

2 複数の会員の情報を受け「活動停止」が継続していることが判明した場合は、理事会の議を経てゴールデン会員資格を停止できる。

（改廃）

第7条 本規程の改廃は、理事会にて行う。

附則

本規程は、2024年4月1日から施行する。